

13. 「小山南工業団地地区」地区計画

●都市計画決定：平成20年3月28日(告示第38号・決定)

●都市計画変更：平成30年4月1日(告示第24号・変更)

名称	小山南工業団地地区
位置	小山市大字檜木の一部
面積	約 9.1 ha
建築物の用途の制限	<p>1. 次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <p>(1)建築基準法別表第2(と)項第3号(10)に掲げるもの (2)同法同表(ぬ)項第3号(9)又は(10)に掲げるもの (3)同法同表(る)項第1号(6)、(17)又は(18)に掲げるもの (4)同法同表(わ)項に掲げるもの</p> <p>2. 産業廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。)の処理施設の用途に供する建築物又は工作物で、次に掲げるものは建築又は築造してはならない。</p> <p>(1)事業者(産業廃棄物を排出する事業者をいう。以下同じ。)が、事業場(産業廃棄物を排出する事業場をいう。以下同じ。)と同一の敷地以外の場所に設置する中間処理施設(産業廃棄物の処理を行なうための施設のうち、産業廃棄物の中間処理を行うためのものをいう。以下同じ。)及び最終処分場(産業廃棄物の処理を行うための施設のうち、産業廃棄物の埋立処分を行うためのものをいう。以下同じ。)</p> <p>(2)事業者が事業場と同一の敷地に設置する廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第7条第14号に掲げる最終処分場</p> <p>(3)処理業者(収集運搬業者、中間処理業者及び最終処理業者をいう。以下同じ。)が設置する積替保管施設(収集運搬業者が設置する産業廃棄物の保管をするための施設をいう。以下同じ。)、中間処理施設及び最終処分場</p> <p>(4)再生利用施設(再生利用業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第9条第2号又は第10条の3第2号の規定による指定を受けた者をいう。)が設置する産業廃棄物の再生利用を行うための施設をいう。以下同じ。)</p>
建築物の敷地面積の最低限度	1,000㎡
壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれにかわる柱の面から、隣地境界線及び道路境界線までの距離は1.0m以上としなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合においては、この限りではない。</p> <p>1. 軒の高さが2.3m以下の車庫</p> <p>2. 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下である建築物の部分</p> <p>3. 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内である建築物</p>
建築物の高さの最高限度	建築物の高さは、前面道路の路面の中心から12m以下としなければならない。
建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の外壁及び屋根、工作物及び広告物等の色彩は、できるだけ原色を避け、周囲の環境に調和したものとしなければならない。
かき又はさくの構造の制限	<p>道路及び隣地境界線に面するかき又はさくは、次の各号の一に掲げるものとする。ただし、出入口に門扉等を設ける場合であって、それを支持する部分にあっては、左右の合計が15mを超えない範囲内において、高さ1.8m以下のコンクリート等の壁とすることができる。</p> <p>1. 生垣</p> <p>2. 高さ1.5m以下の金網その他これに類する透視可能なさくで、基礎を構築する場合には、基礎の仕上がり高が前面道路から、0.6m以下のもの。ただし、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第7号に規定する電気事業の用に供する施設に附属するものについては、この限りではない。</p>
現に存する樹林地、草地等で良好な環境の確保に必要なものの保全を図るための制限	<p>1. 敷地内の緩衝緑地帯については、土地利用計画図表示のとおり幅10m(公園に面する部分については5m)とし、土地の形質の変更、建築物の建築及び工作物の築造をしてはならない。</p> <p>2. 緩衝緑地帯においては、良好な景観を保持するために必要な維持管理をする場合を除き、現存する樹林の移植伐採等を行ってはならない。また、枯損樹木等の補植等を行い適正に管理するものとする。</p>

〈参考〉

- ・建築基準法別表第2(と)項
第3号(10):【めっきを営む工場】
- ・同法同表(ぬ)項
第3号(9):【羽又は毛の洗浄、染色又は漂白を営む工場】
第3号(10):【ぼろ、くず綿、くず紙、くず糸、くず毛等の消毒、選別、洗浄又は漂白を営む工場】
- ・同法同表(る)項
第1号(6):【合成染料若しくはその中間物、顔料又は塗料の製造(漆又は水性塗料を除く。)を営む工場】
第1号(17):【肥料の製造を営む工場】
第1号(18):【製紙(手すき紙を除く。)又はパルプの製造を営む工場】
- ・同法同表(わ)項
【個室付浴場法に係る公衆浴場等】【ホテル又は旅館】
【キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール等】
【劇場、映画館、演芸場又は観覧場】【学校】【病院】
【店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等で10,000㎡を超えるもの】
【住宅】【共同住宅、寄宿舎又は下宿】【老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等】
【物品販売業を営む店舗又は飲食店】【図書館、博物館等】【ポーリング場、スケート場、水泳場等】
【マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等】

